

協働の手引き



志免町まちづくり支援室

目次

0. この冊子の活用方法	3
1. 協働の基礎	
1-1 協働とは	4
1-2 協働の領域・手法	6
2. 協働のまちづくりの背景	
2-1 なぜ協働のまちづくりが推進されているのか	8
2-2 協働のまちづくりの必要性	10
3. 協働の効果	11
4. 志免町の協働事業提案制度	
4-1 協働事業提案制度とは	12
4-2 志免町協働事業提案制度とは	12

③ この冊子の活用方法



この冊子は、協働に関心をもつ人が基礎を学び、自身が所属する組織やコミュニティの中で協働の考え方を活かすことで、協働のまちづくりの推進につながることを目指し作成しました。協働について基礎を学ぶ際、協働の実践に向け共通理解を進める際の資料として活用できます。

◎ 協働の基礎を学ぶ



これから協働事業を実施しようとする団体や行政職員だけでなく、協働に関心をもつ人に対し、協働の基礎をわかりやすく説明しています。まずは、協働がどういうものかを学ぶことができます。

◎ 組織内で共有する



協働は組織として取り組みます。担当者から組織内の仲間へ知識を共有する際の説明資料として、活用できます。

◎ 協働のパートナーと共有する



協働を実施する際に、事業開始前、実施中、実施後の振り返りなどのタイミングで、共通認識の確認などに活用できます。

① 協働の基礎

1-1 協働とは

立場や行動が異なる主体が、共通の公益的目的・目標の達成に向けて、対等な関係となるように責任と役割を分担し、相互に努力し成果を出す、という考え方、またはその手法のことを、協働といいます。

(1) 立場や行動が異なる主体

協働は、普段は社会の中でそれぞれ役割を果たしている、異なる性質を持つ主体が、共通の目的に向かい協力し合います。※主体とは、公的機関（行政や学校など）や民間組織（企業やNPO、ボランティア団体など）のこと

(2) 公益的目的・目標

協働で掲げる目的・目標は、地域課題の解決や、不特定多数の利益につながるような、公益的なものです。

(3) 対等な関係

協働する主体が合意のもとで取り組み、またそれぞれにとって協働することによるメリットがある状態です。

(4) 相互に努力する

協働する主体が資源や力を持ち寄ります。それぞれの主体の強みを活かし、弱みを補い合うことで、個々で取り組む以上の成果を出すことが協働の魅力です。

◎ 協働の原則

複数の組織と一緒に事業に取り組めば協働というわけではありません。社会的で自立した事業であるために重要な原則があります。また、事業を成功に近づけるポイントでもあります。

対等性の原則

協働する主体は、対等の立場にたちます。事業の目的、内容、成果、役割分担などを協議して決定したり、互いに責任をもつことで対等性を保ちます。

自立の原則

相互に依存や癒着の関係にならないようにします。組織の自立なくして協働は成立しません。協働は「相互補完」するものであり、「相互依存」とは異なります。

目的共有の原則

課題や目的を共有します。自組織のみでの事業実施に比べ、意思疎通が難しいのが協働です。そのため、目的の確認や情報共有を意識して行う必要があります。

自主性尊重の原則

相互に自主性・自発性を持って取り組みます。事業の目的や成果、協働で実施することに対し、双方が意義を感じることで、積極的に力を発揮することができます。

相互理解の原則

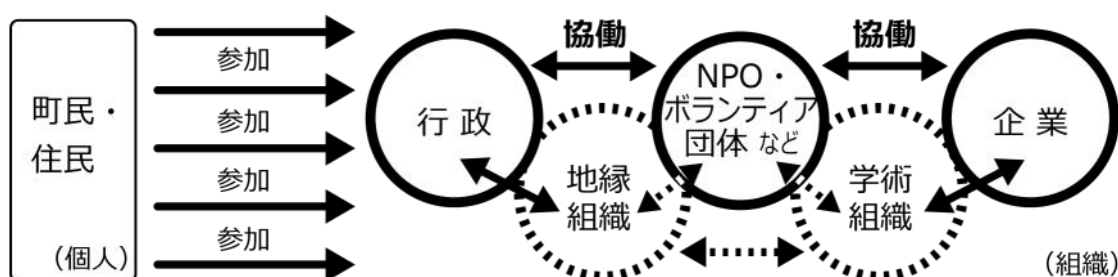
相互の長所や短所を理解し適切な役割分担を行うことで、最大限の成果につながります。また、立場や取り組みを認め合い、互いを尊重することが重要です。

公開の原則

相互の関係や取り組みを公開します。協働は社会課題の解決に取り組む社会的な事業であるため、第三者に情報を公開し実施します。

◎ 協働のまちづくり

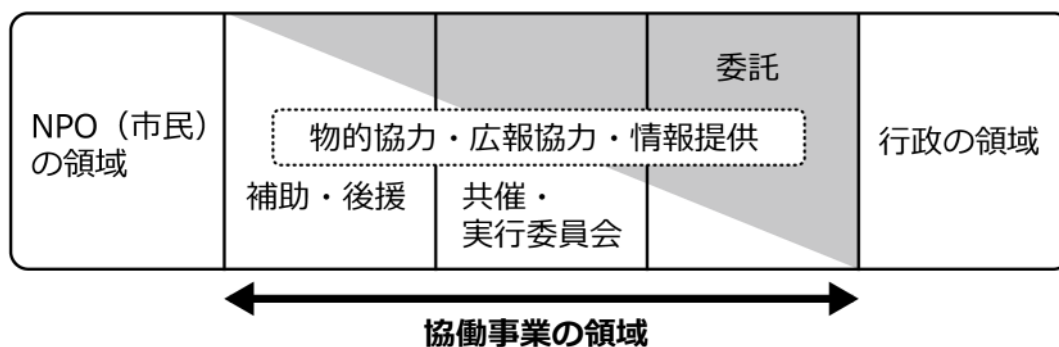
協働のまちづくりとは、協働の考え方を取り入れたまちづくりです。さまざまな組織が互いに連携し、情報共有や意見交換をしながら取り組みます。また、個人は組織の取り組みへ参加することで、まちづくりに関わります。



1-2 協働の領域・手法

協働の考え方や手法を用いて実施される事業が協働事業です。協働の具体的な手法はさまざまあり、立場や行動が異なる主体が共通の目的達成に向け協力して取り組む事業は、すべて協働事業に含まれます。

▼行政と民間組織における協働の場合



◎ 補助事業と協働事業の違い

協働事業には補助事業や委託事業も含まれます。ただし、従来の補助・委託と協働事業とは異なる部分があります。

■ 従来の補助・委託

民間組織の責任で行う事業に対し行政が資金を援助する形態が補助、行政の責任で行う事業を民間組織に依頼する形態が委託です。従来の補助・委託は、行政の役割は主に資金提供であり、事業実施は民間組織単独で行われます。

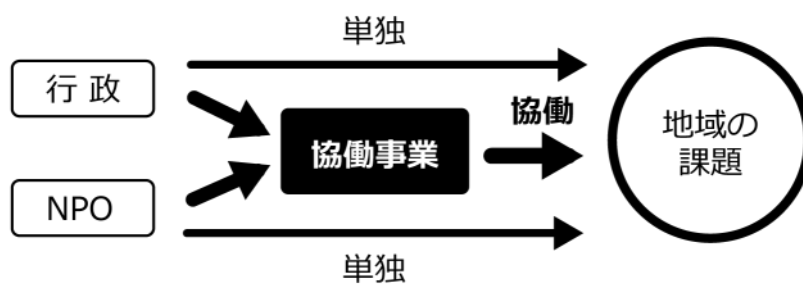


協働事業

課題の解決を目指し、民間組織と行政が互いに責任を持ち取り組みます。

従来の補助・委託との大きな違いは、双方が企画立案段階から協議し、それぞれの特性を活かした役割分担のもと、対等な立場で事業を実施することです。

協働事業のイメージ（例）



② 協働のまちづくりの背景

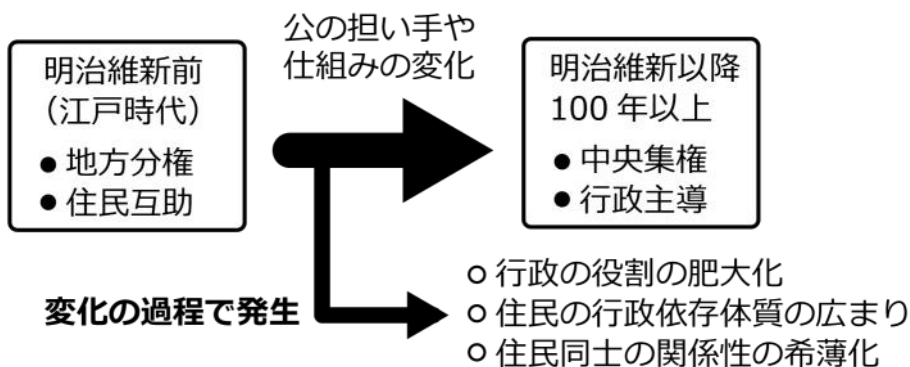
2-1 なぜ協働のまちづくりが推進されているのか

協働事業は、異なる主体が協力し合い、課題の解決に取り組む事業です。近年、多くの自治体で協働のまちづくりが推進されるようになった背景には、社会や地域の課題が変化し、それぞれの主体のみでの取り組みでは解決が間に合わなくなってきたことがあります。

◎ 社会の変化・時代の変化

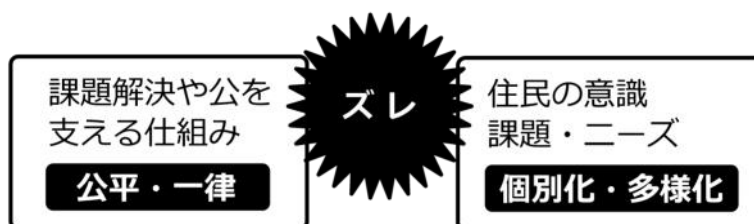
公（おおやけ）の担い手

日本は明治維新以降、公は行政やその関係組織が中心となり担ってきました。この100年以上の間に行政の役割は肥大化し、住民の行政依存体質が広まり、住民同士の関係性の希薄化が進んでいます。



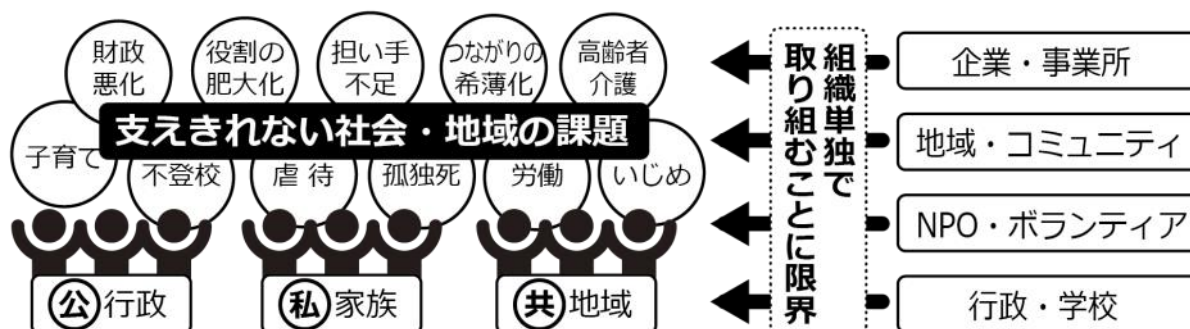
課題の個別化・多様化

高度経済成長をきっかけに人々の生活スタイルは変化し、個人の価値観や欲求が多様化することで、課題もまた多様化してきました。これらの個別化した課題は、公平・一律に公を支える行政の仕組みでは解決が難しいものも出てきています。



新たな課題の発生

少子高齢化や人口減少、環境問題、グローバル化などの社会の変化に伴い新たな社会課題が生まれています。どの組織も人口が減少しているなか、これらの新たな課題の解決に単独で取り組むことは難しい現状です。



組織や仕組みの限界

各組織の限界

これまで、社会課題解決に向け、さまざまな組織が取り組んできました。しかし、多様化ニーズや複雑化した社会的課題解決、新しい価値の創造のためには、各組織だけでできることには限界があります。

(例)

- 行政にできることの限界…公平性の原理（個別のニーズに応えにくい）
- 企業にできることの限界…競争性の原理（利益が出ない分野に取り組みにくい）
- 地域にできることの限界…範囲性の原理（地域の範囲を越えて取り組みにくい）
- NPOにできることの限界…自発性の原理（活動者の興味関心による）

既存の仕組みの限界

社会・時代の変化に対し、行政は多様化したニーズにあわせて対応してきましたが、組織・人員・財政の肥大化を招き危機に陥っています。また、働き方や家族構成の変化により、これまで地域や家庭で支えてきたことができなくなっています。さらに、課題は次第に多様化から複合化・複雑化へと変化し、一層解決が難しくなっています。このように、既存の仕組みでは、個別化・多様化したニーズに対応できなくなっているのが現状です。

2-2 協働のまちづくりの必要性

社会の変化に伴い、公共・公益やまちづくりのあり方に変化が求められています。行政だけではなく、住民活動団体や地域組織などすべての組織に、新たな視点での解決方法と、既存の仕組みの変革が必要とされています。そのひとつが協働のまちづくりです。

◎ 新たな視点での解決方法と既存の仕組みの変革の例

▼新たな視点での解決方法

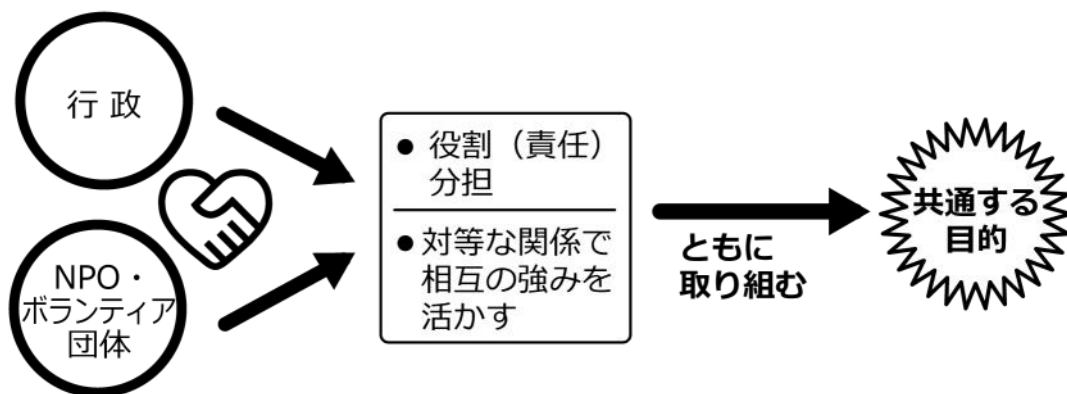
NPOに法人格	特定非営利活動促進法 ▷ 市民による自主的な公益活動のための法人格の根拠法
ソーシャルビジネス	社会課題をビジネスの手法で解決する
協働	多様な組織や人が協力して課題解決を目指す

▼既存の仕組みの変革

ボランティア	より市民の自主性・公益性を重視
行政	行財政改革 ▷ 仕組みと職員の意識改革
地域	コミュニティの再編、活動内容の見直し
CSR(企業の社会的責任)	企業も社会的責任や価値創出が必要 ≠ 社会貢献

◎ 協働の可能性

協働はあくまで課題解決の手法であり、「協働する」ことが目的ではありません。協働することで、自組織だけでは超えられない限界を超えることを目指します。また、自組織だけで課題解決に取り組む以上の新たな価値を見出せる可能性があります。



③ 協働の効果

協働は、行動が異なる主体が協力し合うため、情報共有やものごとを決定するときなど、大変に感じる場合があります。しかし、難しい課題の解決に協働が必要であるとともに、さまざまな主体にとって協働することによる効果やメリットも多くあります。

◎ 住民にとっての効果

- 自分が住む地域の課題解決促進
- 公共サービスの質や量の向上
- 新たな参加や協力の機会を得ることができる

◎ 住民活動団体にとっての効果

- 自団体だけでは解決しえない課題への挑戦
- 自団体のレベルアップによる自立度の向上
- 社会的信用や知名度の向上
- 今後多様な主体と連携できる関係の構築

◎ 企業や事業者にとっての効果

- 企業の社会貢献や社会的責任の一端になる
- 地域社会とのつながりが強くなる
- 企業や事業者のイメージアップにつながる

◎ 行政にとってのメリット

- 社会的課題や住民ニーズに効果的・効率的に応えることができる
- 潜在的なニーズ、将来的な課題をいち早く把握することができる
- 協働の視点から見直しや改善が進み、行政職員の意識改革や組織改革などにつながる

④ 志免町の協働事業提案制度

4-1 協働事業提案制度とは

協働事業にはさまざまな始まり方があります。協働事業提案制度は、行政と民間組織の協働を具現化させる方策の一つとして、多くの自治体で取り組まれています。

4-2 志免町協働事業提案制度とは

自主的・主体的に活動を行う「団体」と「行政」とが、お互いの強み・長所を活かし、対等な立場での課題解決のために実施する事業提案を募集するものです。「団体」と「行政」が目的・目標を共有し、協力して活動することで、様々な地域課題の解決や公共サービスを提供できる、活力あるまちづくりを目指しています。

◎ 提案の種類

町の課題解決に向かって、住民活動団体と行政の双方が、テーマや解決方法を提案できます。申請団体が課題を設定し、その解決方法を自由に企画提案する「団体提案型協働事業」と、あらかじめ行政が設定した課題に対し、その解決方法を申請団体が企画提案する「行政提案型協働事業」の2種類があります。いずれも判定委員会での審査を経て事業を実施します。

◎ まちづくり支援室がコーディネートします

協働事業提案制度の申請には、事業実施担当課との事前協議が必要です。まちづくり支援室が、団体と担当課とのコーディネートを行います。協働する主体の現状にあわせ、主に7つの役割を担います。

◎ 協働コーディネーションの7つの役割



(1) 普及・啓発

協働についてよく知らない場合は、理念や基礎知識を伝えます。



(2) 資源・情報仲介

協働相手を紹介したり、事業の事例や活用できる資源の情報を提供します。



(3) 団体自立支援

団体の自立度向上のために、組織基盤強化のための助言や支援を行います。



(4) 事業企画コンサルテーション

協働事業の内容に関する相談、助言、書類作成のアドバイスなどを行います。



(5) 合意形成支援

主体同士の相互理解を促進するため、対話の進行や情報共有をサポートします。



(6) コンフリクト調整

主体間で利害対立が起こった際は、解消に向け調整します。



(7) 活用・事業継続支援

協働事業終了後のフォローや支援を行います。

協働の手引き

発行

発行日：令和2(2020)年3月31日

志免町 まちの魅力推進課（まちづくり支援室）

所在地：福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目3番2号

連絡先：092-936-8626

サイト：<http://www.town.shime.lg.jp/site/kyoudou/>

編集

NPO法人 ミディエイド

※この冊子の全部または一部を販売することを禁じます